

建企第624-3号  
令和2年2月28日

県土整備部内各課長  
各土木事務所長  
上信自動車建設道事務所  
八ッ場ダム水源地域対策事務所長  
下水道総合事務所長

様

建設企画課長 大塚 雅昭

### 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた 工事及び業務の一時中止措置等について（通知）

このことについて、下記により通知いたします。  
なお、管内市町村の公共事業担当課への参考送付をお願いいたします。

#### 記

1	通知名	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止等について
2	通知作成課名	建設企画課 契約検査課
3	問い合わせ先	建設企画課技術調査係 電話：027-226-3531 契約検査課契約制度係 電話：027-226-3733
4	区分	留意事項—・— その他（）
5	通知の内容	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について、以下のとおりと適切に対応すること。 なお、通年維持工事等、履行されなければ公物管理等に支障をきたすものは、対象外とする。  <b>（1）新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた対応について</b> <u>発注者は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、受注者の感染拡大防止の意向を尊重し、必要な支援を行う観点から、受注者に対して工事又は業務の一時中</u>

		<p><u>止や工期又は履行期間の延長の意向を確認すること。</u></p> <p>その上で、受注者から申し出がある場合には、工事又は業務の一時中止や設計図書等の変更を行う。</p> <p>なお、一時中止や設計図書等の変更を行った場合においては、必要に応じて請負代金額若しくは業務委託料等の変更又は工期若しくは履行期間の延長を行うなど、適切に対応する。</p> <p>一時中止の期間は、令和2年3月15日までの期間とする。</p> <p><b>(2) 新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合の対応について</b></p> <p>発注者は、工事従事者又は業務従事者に新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合には、(1)に準じて対応する。</p> <p>この場合、一時中止期間は、他の従事者への感染の状況等を踏まえ、適切に設定すること。</p> <p><b>(3) その他</b></p> <p>受注者は、工事従事者及び業務従事者の子どもの発熱や、子どもが通う学校の休校等に伴い、工事従事者及び業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、一時中止等が必要と申し出ることができる。</p> <p>申し出があった場合には、発注者は(1)に準じて対応すること。</p> <p>この場合、受発注者間で協議し、一時中止期間を適切に設定すること。</p> <p>上記、(1)、(2)、(3)の措置に伴い、工期又は履行期間が年度を超える可能性がある場合には、繰越等の手続きを行うものとする。</p>
6	通知を作成した理由	<p>別添のとおり、「施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の疾患に伴う対応について」(令和2年2月25日付国土入企第52号国土交通省土地・施設産業局建設業課長)により通知され、別紙事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」(令和2年2月27日付)、及び事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解釈」等について(令和2年2月28日付)が通知されたため。</p>
7	その他	<p>本通知は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた特例措置である。</p>
8	通知の公表	<p>公表 <del>・非公表</del> <del>・その他( )</del></p>

事 務 連 絡  
令和2年2月28日

各都道府県入札契約担当部局長 殿  
各指定都市入札契約担当部局長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の  
一時中止措置等の解釈」等について

標記について、別添1、2のとおり、国土交通省直轄工事での取り扱いを周知いたしましたので、ご参考にお知らせします。

なお、各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、周知をお願いします。

事務連絡  
令和2年2月28日

大臣官房官庁営繕部		各課長補佐殿
各地方整備局	総務部	契約課長殿
	企画部	技術管理課長殿
	営繕部	計画課長殿
北海道開発局	事業振興部	工事管理課長補佐殿
	営繕部	営繕計画課長殿
国土技術総合研究所	総務部	会計課長殿
国土地理院	総務部	契約課長殿

大臣官房	地方課公共工事契約指導室	課長補佐
	技術調査課	事業評価・保全企画官
		工事監視官
		課長補佐
	官庁営繕部管理課	課長補佐
	官庁営繕部計画課	企画専門官
北海道局	予算課	課長補佐

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の  
一時中止措置等の解釈について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に伴う工事及び業務の一時中止等については、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」（令和2年2月27日付け国地契第44号、国官技第357号、国営管第384号、国営計第120号、国港総第593号、国港技第83号、国空予管第807号、国空空技第520号、国空交企第371号、国北予第45号）において取扱いを定めるところであるが、上記通知の解釈について下記のとおり取り扱うこととするので、遺漏なきよう措置されたい。

記

1. 昨日、内閣総理大臣より、全国全ての小学校等について臨時休校を行うよう要請する発言があったところであるが、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等について」1.（1）において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受注者が工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長（以下「工事等の一時中止等」という。）を申し出ることができる場合には、工事従事者又は業務従事者の子どもの発熱や子どもが通う学校

の休校等に伴い、工事従事者又は業務従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事等の一時中止等を行う必要がある場合を含むものとする。

2. 完成又は完了の通知を受けた工事又は業務について工事等の一時中止等を行う場合であって、検査期限内に検査を実施することができないときは、受注者に完成又は完了の通知を取り下げさせた上で工事等の一時中止等を行うこと。

事 務 連 絡  
令和 2 年 2 月 2 8 日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿、工事品質調整官 殿  
技術企画官 殿、総括技術検査官 殿  
北海道開発局 事業振興部 工事評価管理官 殿  
沖縄総合事務局 開発建設部 技術調整管理官 殿、技術企画官 殿  
総括技術検査官 殿

大臣官房 技術調査課  
建設システム管理企画室長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の対応について

標記については、各地方整備局等においてこれまでもテレビ会議の活用などにより、発注者と受注者双方の省力化の積極的な推進に努めて頂いているところですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直轄工事及び業務に係る検査、打合せ等の実施にあたっては、設備環境の整備状況等を踏まえつつ、可能な限りWEBを活用する等、受発注者間で協議の上、適切に対応いただくようお願いします。

なお、やむを得ず従来どおり対面の検査、打合せ等を実施する場合には、あらかじめ受注者に対し最小限の人数で実施するよう働きかけるとともに、広い部屋での実施やマスク着用を推奨する等、感染予防の対策を徹底するようお願いします。また、対面の検査を行った場合には、検査官は、検査に出席した受発注者双方の全員の氏名を検査メモ等に記載し確実に記録を残していただくようお願いします。